

調布市新型インフルエンザ等 対策行動計画

令和8年3月



目次

はじめに

1 調布市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	1
2 行動計画の改定概要	1

第1部 総論

1 市行動計画の基本的な考え方	3
2 対策の目的等	5
3 発生段階の考え方	7
4 対策実施上の留意点	8
5 対策推進のための役割分担	10
6 市の実施体制	14
7 対策の基本項目	19

第2部 各論

1 実施体制	20
1-1 準備期	21
1-2 初動期	22
1-3 対応期	22
2 情報収集・共有, リスクコミュニケーション	24
2-1 準備期	24
2-2 初動期	25
2-3 対応期	25
3 まん延防止	27
3-1 準備期	28
3-2 初動期	28
3-3 対応期	29
4 ワクチン	30
4-1 準備期	31
4-2 初動期	34
4-3 対応期	37

5	保健	40
5-1	準備期	40
5-2	初動期	40
5-3	対応期	40
6	物資	41
6-1	準備期	41
6-2	初動期	41
6-3	対応期	41
7	市民生活及び地域経済の安定の確保	42
7-1	準備期	43
7-2	初動期	44
7-3	対応期	44

はじめに

1 調布市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。

この未曾有の感染症危機において、調布市（以下「市」という。）は、感染症対策方針として「緊急対応3つの柱」（のち「感染症対策3つの柱」）を示し、①感染症の拡大防止に向けた取組、②市民生活及び子どもたちへの支援、③地域経済への支援を基軸として、国や東京都（以下「都」という。）の対策をはじめ、関係機関との連携の下、様々な対策に取り組んだ。

今般の調布市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、平成24年5月に制定され、令和7年7月1日に改正法が施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナを含めた、幅広い感染症による危機への対応策を示すものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

2 行動計画の改定概要

特措法の施行以前、市では、H5N1型鳥インフルエンザが新型インフルエンザに変異することを念頭に置き、平成22年3月に「調布市新型インフルエンザ等対策行動計画」を、平成24年3月には「調布市事業継続計画〈新型インフルエンザ編〉」を策定するなど、新型インフルエンザの発生に備えてきた。

平成24年5月に制定された特措法では、新型インフルエンザ対策の強化が図られるとともに、その他の新感染症も対象に含まれるなど、新型インフルエンザ対策の大きな転換期となった。

これにより、住民へのワクチン接種が市町村の役割として法定化されたほか、それまで任意とされてきた市町村行動計画についても策定が義務付けられたことに伴い、平成26年11月に市行動計画を改定した。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）>

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事

今般、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が、令和7年5月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「東京都行動計画」という。）が抜本改定となったことを受け、市においても行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患については、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、発生段階を3期（準備期・初動期・対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

第1部 総論

1 市行動計画の基本的な考え方

(1) 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市町村行動計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国性的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症（全国性的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(3) 計画の基本的な考え方

ア 政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。

イ 国、都、市、医療機関、事業者及び市民の役割を示し、市や事業者の新型インフルエンザ等への対策が緊密に連携して推進されるようにする。

ウ 新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等と共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

(4) 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

市行動計画の改定に当たっては、政府行動計画や東京都行動計画の見直しを踏まえ、学識経験者（保険衛生事業）、医療関係団体（調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会）、都保健所職員、市職員等の代表等からなる「調布市健康づくり推進協議会」等に意見を聴き、行う。

2 対策の目的等

新型インフルエンザ等への対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

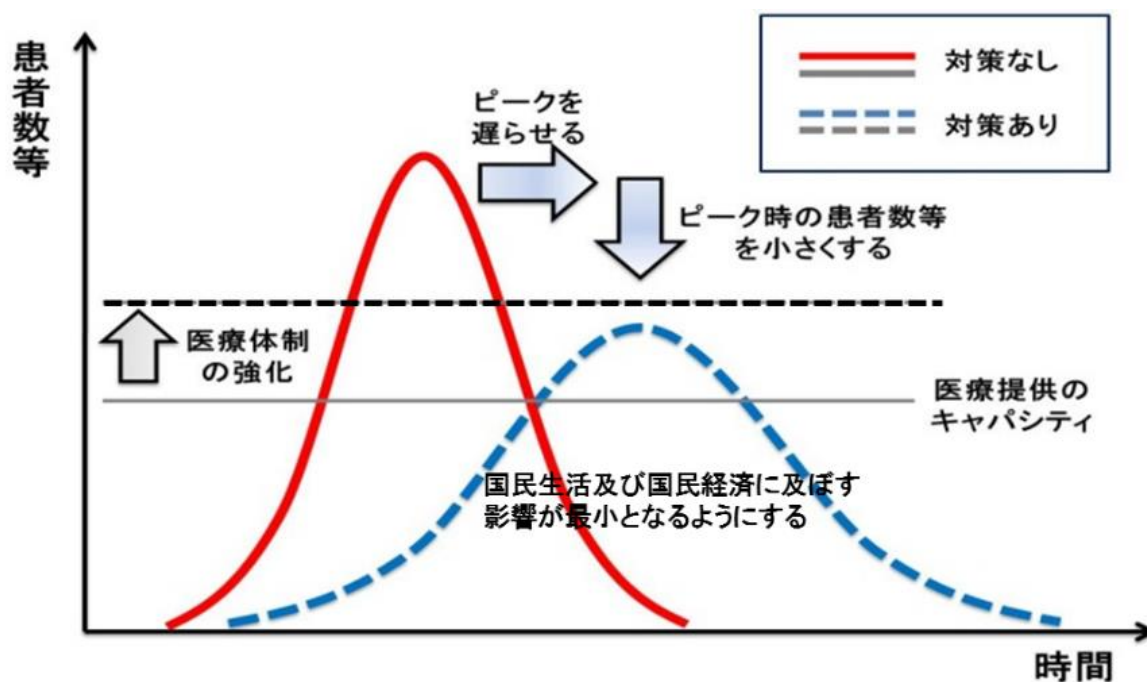
(1) 感染拡大の抑制，市民の生命及び健康の保護

ア 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
(まん延防止に関するガイドライン)

(2) 市民生活及び市内経済に及ぼす影響の最小化

- ア 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市内経済への影響を軽減する。
- イ 市民生活及び市内経済の安定を確保する。
- ウ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- エ 事業継続計画の策定・実施等により、市民生活及び市内経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

3 発生段階の考え方

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、流行状況に応じて切替えて講ずることが有効であるため、流行状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対策を定めておかなければならない。

発生段階は、政府行動計画や東京都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 各段階の概要

ア 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、実施体制の構築、感染症衛生用品の備蓄、市民に対する啓発、調布市事業継続計画等の策定等を行う。

また、必要に応じて調布市健康危機管理対策本部会議を開催し、庁内の関係部署との連携を図る。

イ 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間の期間を言い、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するための取組を行う。

ウ 対応期

封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期等に分けられ、それぞれにおいて柔軟な取組を行う。

4 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等への対策を実施する上で、以下の点について留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、市民の権利や自由を制限する場合は、基本的人権の尊重に留意し、必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、決してあってはならないものである。偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意し、感染症危機において市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(2) 公平性の確保

特措法に基づいて市が実施する住民接種は、ワクチンの供給量に合わせて順次実施することになる。この場合、接種場所や接種順位等について、あらかじめ、公平性に十分配慮のうえ、計画的に実施しなければならない。

(3) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、万が一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計がされている。新型インフルエンザ等緊急事態宣言下では、市民生活や経済に影響が大きいと予想される措置も選択肢として含まれており、これらの策を講ずる場合は、必要性和市民生活や市内経済への影響を十分考慮することに留意する。

(4) 関係機関相互の連携・協力の確保

調布市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）と東京都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市対策本部長（市長）は、東京都対策本部長（都知事）に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関係行政機関等との情報共有及び連携を図りつつ相互に協力しながら対策を推進する。

(5) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し公表する。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、東京都、市、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、市一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、生活及び市内経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

(1) 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、東京都や近隣自治体と緊密な連携を図る。

(2) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等への対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等への対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(3) 東京都

東京都は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

東京都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、東京都は、特別区及び保健所を設置する市、感染症指定医療機関、都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

(4) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、東京都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、東京都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等への対策を実施する責務を有する。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）>

※ 指定（地方）公共機関

特措法第2条8項に規定される、都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

<新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）>

※ 登録事業者

特措法第28条1項1号に規定される、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染

防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平時からの健康管理に加え、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、個人での感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人での対策を実施するよう努める。

6 市の実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的に社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁で情報共有を行い、それぞれの部署の役割に応じた取組を推進するとともに、国、東京都、関係機関と相互の連携を強化しておく。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、発生段階に関わらず、市は、流行状況、被害の状況、市民生活への影響等に注視し、必要に応じて調布市健康危機管理対策本部会議を開催して情報共有・協議を行い必要な対応をとる。また、政府が特措法第32条に基づき緊急事態宣言を行った場合は、特措法第34条に基づき市対策本部を設置し、対策本部が核となって市における対策を総合的に推進する。ただし、流行状況により必要がある場合には、政府による緊急事態宣言が出されていない中でも、市対策本部を設置し必要な対応をとる。

また、市職員の出勤率の低下などにより、市民の生命及び健康を守る業務や市民生活に欠かせない業務の継続が危ぶまれる場合は、事業継続計画を適用し、不急業務の縮小・廃止を行ったうえで、優先度の高い業務へ職員を重点的に配置することとする。

(1) 調布市健康危機管理対策本部

ア 組織及び職員

- (ア) 本部長 市長
- (イ) 副本部長 副市長
- (ウ) 本部員 調布市組織条例第1条に規定する部の長、担当部長及び参事並びに教育部長、東京都多摩府中保健所長、調布市医師会会長

イ 構成

- (ア) 本部長は必要に応じ、本部の会議を招集する。
- (イ) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

ウ 所掌事項

- (ア) 関連情報の伝達に関すること。
- (イ) 市民生活の混乱の防止、混乱回避の対策等に関すること。
- (ウ) 関係行政機関、関連団体等への連絡調整に関すること。
- (エ) 市民への情報の提供に関すること。
- (オ) 個人情報保護及び人権の啓発に関すること。
- (カ) 上記のほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(2) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- (ア) 本部長 市長
- (イ) 副本部長 副市長，教育長
- (ウ) 本部員 副市長，教育長，調布消防署長又はその指名する消防吏員
調布市組織条例第1条に規定する部の長，担当部長，参事及び
危機管理監並びに教育部長，本部長が必要だと認めた者
- (エ) 本部職員 市の職員のうちから市長が任命

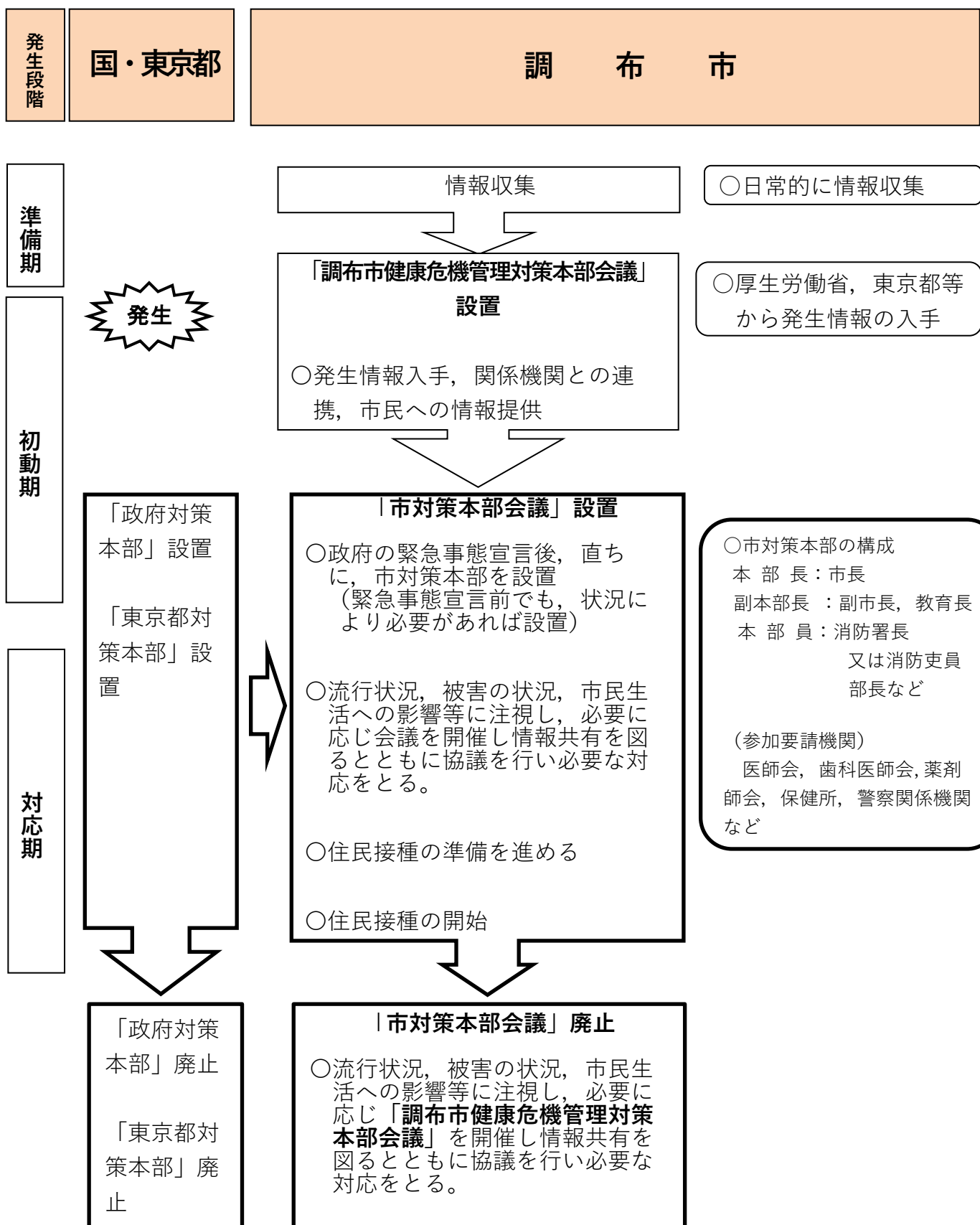
イ 構成

- (ア) 本部長は必要に応じ，本部の会議を招集する。
- (イ) 本部会議は，本部長，副本部長，本部員をもって構成する。

ウ 所掌事項

- (ア) 政府対策本部長が定める基本的対処方針に基づく対策の実施に関する事。
- (イ) 市民の生命及び健康の維持に関する事。
- (ウ) 市民生活及び地域経済の安定に関する事。
- (エ) 新型インフルエンザ等の感染予防及びまん延防止に係る措置に関する事。
- (オ) 新型インフルエンザ等に係る医療の提供体制の確保に関する事。
- (カ) 新型インフルエンザ等対策に係る広報及び相談体制に関する事。
- (キ) 新型インフルエンザ等に係る予防接種の実施に関する事。
- (ク) 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事
- (ケ) 通常業務の休止，縮小又は継続に関する事。
- (コ) 本部職員の事務の執行体制に関する事。
- (サ) 上記のほか，重要な新型インフルエンザ等対策に関する事。

(3) 新型インフルエンザ等の発生段階と実施体制



(4) 各部の主な所掌事務

部	内容
行政経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策調整に関する事 2 予算事務に関する事 3 秘書に関する事 4 広報に関する事 5 報道機関との連絡に関する事 6 他部への応援に関する事 7 その他特命に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 調布市健康危機管理対策本部会議及び市対策本部会議の庶務に関する事 2 本部の指令、要請及び通知等に係る周知、調整に関する事 3 治安、消防に関する関係機関との連絡調整等、市民の安全・安心に関する事 4 職員の特定接種に関する事 5 職員の出勤状況に関する事 6 職員の健康管理に関する事 7 職員の派遣の要請に関する事（特措法第26条の6） 8 新型インフルエンザ等対策に必要な物品資材の契約に関する事 9 庁舎等の防疫に関する事 10 他部への応援に関する事
市民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の徴収猶予等に関する事 2 死体埋火葬許可に関する事 3 他部への応援に関する事
生活文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫及び臨時休業に関する事 2 消費生活に関する事 3 自治会、地区協議会との連絡調整に関する事 4 市内経済の安定に関する事 5 事業者との連絡調整に関する事 6 中小企業に対する資金計画や経営相談に関する事 7 他部への応援に関する事
子ども生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫及び臨時休業に関する事 2 幼稚園との連絡調整に関する事 3 児童の健康管理に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 4 要援護者（母子等）に対する生活支援に関する事 5 住民接種（子ども）の実施に関する事 6 他部への応援に関する事
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> 1 調布市健康危機管理対策本部会議の庶務に関する事 2 市行動計画の策定・実施に関する事 3 所管施設の防疫及び臨時休業に関する事 4 社会活動及び事業活動の自粛の要請等に関する事 5 臨時遺体安置所の設置、管理、運営に関する事 6 療養者及び生活困窮者に対する食料品等の配布に関する事 7 要援護者（高齢者・障害者・要介護者）に対する生活支援に関する事 8 新型インフルエンザ等の発生状況等の情報収集に関する事 9 新型インフルエンザ等に関する症状、病原性、発生状況等の情報提供に関する事 10 感染予防の普及啓発に関する事 11 新型インフルエンザ等に関する住民相談に関する事 12 調布市医師会、都保健所等との連絡調整に関する事 13 住民接種（成人）の実施に関する事 14 地域医療に関する事 15 他部の応援に関する事
環境部	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫及び休業に関する事 2 下水道業務の維持継続に関する事 3 ごみの処理業務の維持継続に関する事 4 他部への応援に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 コミュニティバス等公共交通機関への注意喚起に関する事 2 所管施設の防疫及び休業に関する事 3 他部への応援に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 他部への応援に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設や市立学校の防疫及び臨時休業に関する事 2 市立学校との連絡調整に関する事 3 市立学校の感染状況に関する事 4 児童の健康管理に関する事 5 他部の応援に関する事

選挙管理委員会事務局	1 他部への応援に関する事
監査事務局	1 他部への応援に関する事
議会事務局	1 他部への応援に関する事

7 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画と同様，感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護すること及び市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最少となることを目的として，これを達成するための対策の項目として，以下の7項目を柱として位置付け実施する。

- (1) 実地体制
- (2) 情報提供・共有，リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び市内経済の安定の確保

第2部 各論

1 実施体制

新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

【コラム】～新型コロナ対応での具体例～

新型コロナでの市の動き

令和2年2月19日	調布市健康危機管理対策本部を設置
4月2日	調布市新型コロナウイルス対策本部を設置
令和5年5月31日	調布市新型コロナウイルス対策本部を終了

国及び東京都の対策本部が設置されたことを受け、市においても令和2年2月19日付けで「調布市健康危機管理対策本部」を、同年4月2日付けで「市対策本部」を設置し、全庁的な新型コロナ感染症対策を推進した。

令和5年5月8日に新型コロナ感染症法に基づく分類が5類に移行されたことを受け、同年5月31日に「調布市対策本部会議」を廃止した。

<感染症法に基づく分類とは>

感染症の予防及び感染症の感染者に対する医療に関する法律による分類のことで、感染症の分類と考え方は以下のとおり。

分類	指定されている感染症	分類の考え方
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト熱、ラッサ熱 等	感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性が極めて高い感染症
二類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ 等	感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性が高い感染症
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類感染症	インフルエンザ、性器クラミジア 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づき必要な情報を国民一般車医療関係者に提供・公開していくことで、発生・まん延防止すべき感染症

1 - 1 準備期（実施体制）

(1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、市町村行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を策定・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 市行動計画は、政府行動計画や都行動計画の見直しがあった場合、適時適切に改定を行うものとする。

ウ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市職員の出勤率が低下した場合も市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な業務を維持継続するため、不急業務の縮小・休止及び人員配置等を主な内容とする事業継続計画を整備する。

エ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から実施体制の整備、マニュアルの作成、資器材の整備、市職員の研修・訓練など対策の推進を図る。

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 市は、国、東京都、指定（地方）公共機関及び北多摩南部保健医療圏の5市と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

<北多摩南部保健医療圏とは>

多摩府中保健所が所管する武蔵野市，三鷹市，府中市，調布市，小金井市，狛江市の6市の医療圏のこと。
--

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、調布市医師会や保健所等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

1－2 初動期（実施体制）

(1) 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

ア 市は、必要に応じて調布市健康危機管理対策本部会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生情報の入手、関係機関との連携、市民への情報提供を行う。

イ 国が政府対策本部を設置した場合や東京都が都対策本部を設置した場合等において、市は必要に応じて、市対策本部を設置し、市対策本部が核となって新型インフルエンザ等への対策に係る措置の準備を進める。

ウ 市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、財政部署と協議・調整を行い、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することも含めて検討するなど、所要の準備を行う。

1－3 対応期（実施体制）

(1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア 都職員の派遣・応援への対応

(ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、東京都に対し、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の事務の代行を要請する。

(イ) 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、必要に応じて他の市町村及び東京都に対して応援を求める。

イ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、財政部署と協議・調整を行い、必要に応じて地方債を発行することも含めて検討するなど、財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態措置の検討等について

ア 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。市域における緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

ただし、流行状況、被害の状況、市民生活への影響等に注視し、必要に応じて調布市健康危機管理対策本部会議を開催し、情報共有を図るとともに協議を行い、必要な対応をとる。

2 情報収集・共有，リスクコミュニケーション

感染症危機管理において，国や東京都による新型インフルエンザ等に関する公衆衛生上のリスクの把握及び評価，感染症予防や平時の準備，新型インフルエンザ等の発生の早期探知，発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では，情報収集が重要な基礎となる。

各発生段階において，正確で迅速な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションが重要である。

【コラム】～新型コロナ対応での具体例～

- ・市ホームページや市報での広報
- ・SNSの活用による情報発信を実施
- ・調布駅前広場に広告啓発塔の設置
- ・市庁舎に新型コロナ対策啓発横断幕の設置
- ・新型コロナコールセンターの設置
- ・調布市コロナアプリの配信
- ・防災行政無線・青色パトロールの活用による情報配信を実施
- ・学校安全・安心メールの活用による情報配信を実施

2-1 準備期（情報収集・共有，リスクコミュニケーション）

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

ア 市における情報提供・共有について

市は，平時から，感染症に関する基本的な情報，基本的な感染対策（換気，マスク着用等の咳エチケット，手洗い等），感染症の発生状況等の情報，新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について，市民等の理解を深めるため，市ホームページやSNS等の各種媒体を利用し，継続的かつ適時に，分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ，市による情報提供・共有が有用な情報源として，市民の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

(2) 東京都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は，新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援に関して東京都から協力を求められた場合，速やかに対応できるよう準備を進める。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、新型インフルエンザ等の発生時、国からコールセンター等の設置について要請されることとなっていることから、要請があった場合、市は市民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備する。

2-2 初動期（情報収集・共有，リスクコミュニケーション）

(1) 情報提供・共有について

ア 市における情報提供・共有について

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、近隣自治体等の取組を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた効果的な対策を市民に情報提供・共有を図る。

イ 東京都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められた場合、速やかに対応するとともに、必要に応じて患者等に生活支援を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国から提供されたQ & Aを市ホームページなどへ掲載するとともに、市民から寄せられた質問や意見を収集・分析のうえ、必要に応じて対応策を市ホームページなどへ掲載し、双方向的な取組を進める。また、国からの要請を受けて、コールセンター等を速やかに設置する。

2-3 対応期（情報収集・共有，リスクコミュニケーション）

(1) 情報提供・共有について

ア 市における情報提供・共有について

市は、国の取組に関する留意事項のほか、近隣自治体等の取組を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた効果的な対策を市民に情報提供・共有を図る。

イ 東京都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められた場合、速やかに対応するとともに、必要に応じて当該患者等に生活支援を行う。

【広聴の形態及び方法】

形態	方法
A ツール等を通じた意見や関心の聴取	ホームページへの意見
	ホームページのアクセス分析
	ソーシャルリスニング (SNS等での発信状況の収集・分析)
	コールセンターへの質問・意見(注)
	世論調査(ネット, 郵便等による選択肢への回答方式)
	世論調査(対面形式でオープンクエスチョン)
	パブリックコメント
B イベントを通じた意見や関心の聴取	公聴会
	シンポジウム
	車座対話
	ワークショップ
C 間接的な意見や関心の聴取	地方公共団体をはじめとする各種団体からの要望や情報提供・共有等

(注) コールセンターでの応答の基となるQ & Aは, ホームページで公表するなど, 利用者の利便性に資するよう運用する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン

(情報提供・共有, リスクコミュニケーションに関するガイドライン)

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は, 初動期と同様に国から提供されたQ & Aを市ホームページなどへ掲載するとともに, 市民から寄せられた質問や意見を収集・分析のうえ, 必要に応じて対応策を市ホームページなどへ掲載し, 双方向的な取組を進める。また, 国からの要請を受けて, コールセンター等を継続して運営する。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要である。手洗いやうがい等の個人でできることも含め、状況に応じて行政が介入し適切な措置を講じることで、流行のピークを遅らせることが有効である。

このことを踏まえ、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、市民・行政・事業者が、人と人との接触の機会を減らすこと、感染した人は他人へ感染させないことなどを心がけて行動することであり、これにより流行のピークを遅らせることや急な患者数の増加の抑制を可能とし、結果として、必要な医療の提供及び市民生活の安定を確保することを目指すものである。

また、重症化を防ぐ効果が期待される予防接種は、罹患する前に接種を受ける必要があるが、ワクチンの製造は新型インフルエンザ等の発生後となるため、必然的に流行の前に接種することは叶わない。

感染拡大防止策による流行のピークを遅らせることは、患者の急増による医療機関の負荷を軽減するだけでなくワクチンの製造から接種までにかかる時間を確保する効果がある。これにより、新型インフルエンザ等に罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者の減少が期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通、公共交通等の従業員の欠勤率を下げ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながるため、健康被害の軽減のみならず市民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

対策としては、個人でできる小さな対策から、状況によっては行政が介入を深め、地域単位で法に基づき施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示など、法律に基づいた大きな対策まで予定されている。

【コラム】～新型コロナ対応での具体例～

- ・市役所及び関連団体の消毒液の設置
- ・市役所の窓口に飛散防止パネルの設置
- ・市立小・中学校臨時休業
- ・庁用車による外出自粛を呼びかける市内巡回
- ・市主催イベントの自粛
- ・市公園・遊具の使用禁止
- ・東京都と市で連携し、仙川駅商店街で外出自粛の呼びかけ運動の実施

3-1 準備期（まん延防止）

(1) 基本的な感染症対策の普及

ア 市は、平時から、市民や職員等に対し、新型インフルエンザ等についての基礎知識と併せて、換気、マスクの着用や咳エチケット等手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

イ 市は、日頃からの健康維持・健康管理（食事、休養、喫煙などの生活習慣の改善）が疾病予防につながり、かつ罹患した際の重症化予防に資することについて普及啓発を行う。

ウ 自らの感染が疑われる場合は、東京都等が設置する相談センター等に連絡して指示を仰ぎ、受診が必要だと判断された場合には、感染対策が十分な指定医療機関への受診を促す。また、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用や咳エチケット等を行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。

3-2 初動期（まん延防止）

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

ア 市は、国からの要請を受けて、調布市事業継続計画に基づく対応の準備を行う。

イ 市は、市民や職員に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及啓発を行うとともに、実践を推奨する。

ウ 市は、事業者に対し施設及び従業員についての感染予防策を実施するよう呼びかけを行う。

エ 通所施設等の設置者は、施設利用者に対して手洗い、うがい等を徹底させるとともに、一人ひとりの健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について決めておく。

オ 市は、市立・市営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。

カ 市は、発生地域への旅行を自粛するよう呼びかける。

キ 市は、発生地域に家族や従業員が出張等している場合、家族や事業主に対し、本人が帰京後の本人の健康状態や家族の感染予防について特に注意を払うことを呼びかける。

3－3 対応期（まん延防止）

(1) 基本的な感染症対策の徹底

ア 市は、市民等に対し、マスクの着用，咳エチケット，手洗い，人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することを強く要請する。

イ 市は、インフルエンザ等の症状がある市民に対し、早期に医療機関を受診するよう呼びかける。

ウ 市は、事業者に対して従業員の健康管理を強化し、発熱等の症状がある者に対して感染対策が十分な指定医療機関の受診を促すとともに出勤させないなどの措置をとるほか、施設利用者の動線，咳エチケット，衛生管理等の施設内の感染予防策を徹底するよう強く勧奨する。

(2) 不要不急の外出自粛の要請

市は、必要に応じて、集会や催物等の主催者へ中止・延期を依頼するとともに、市民に対して不要不急の外出自粛を呼びかける。

(3) 学校や保育施設等の通所施設の取扱

市は、学校や施設及び児童・生徒や施設利用者等の感染防止対策を強化徹底し、施設内集団感染を最小限に抑えるため、患者等が発生した場合は、必要に応じて検査の実施や臨時休業等の措置を講ずる。

4 ワクチン

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び東京都のほか、医師会や民間事業者等とともに、必要な準備を行う。

【コラム】～新型コロナ対応での具体例～

新型コロナでの市の動き

令和3年	1月	新型コロナウイルスワクチン接種対策本部の設置
	3月	新型コロナワクチンコールセンターの設置
	4月	調布市役所診療所（ワクチン集団接種会場）の設置 初回（1・2回目）接種の集団接種を開始
	6月	初回（1・2回目）接種の個別接種を開始 文化会館たづくりで集団接種の実施
	8月	電気通信大学において集団接種の開始
	10月	予約なし接種を調布市役所診療所で実施
令和4年	7月	調布市保健センターで集団接種の実施
	10月	調布市役所診療所（ワクチン集団接種会場）の設置

ワクチンの調達や財政措置等は国が主導する一方、身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市は住民向けの接種体制を構築した。

接種開始当初は、接種対象者が極めて多数に上ると想定されることから、集団接種会場の確保が不可欠であった。また、低温で管理する必要があるワクチン保管庫の配備、調布市医師会をはじめとする関係機関との調整など、数多くの喫緊の課題に対し急ピッチで対応し、準備を進めた。

刻一刻と変わる状況や国の指示を受け、特例臨時接種の指定が解除される令和6年3月31日まで、希望されるすべての方が可及的速やかに接種できるよう体制の確保に努めた。

また、調布駅前広場診療所（ワクチン集団接種会場）においては、調布市医師会等との協議のもと、接種希望者が原則ブースに座ったまま、接種するスタッフが巡回する「調布方式」を確立し、迅速な接種を可能とした。

4-1 準備期（ワクチン）

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器，針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ，必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤，抗ヒスタミン剤，抗けいれん剤，副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素ボンベ ・ 喉頭鏡 ・ 気管チューブ ・ 蘇生バッグ	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たり、接種可能な医療機関を把握するとともに、ワクチンを配送する事業者と供給に必要な事項を調整する。

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、接種に必要な人員、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

イ 特定接種

市は、国からの要請を受けて、集団的な接種を原則としつつ、特定接種の対象となり得る者の特性やワクチンの流通状況等を踏まえ、集団的な接種・個別的な接種の優位性も検討しながら、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

なお、登録事業者のうち医療の提供の業務及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

<特定接種とは>

特措法第28条に基づいて実施されるもので、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務の従業員や新型インフルエンザ等の実施に携わる公務員に対して行う予防接種のこと。

(4) 住民接種

以下ア～カのとおり、市は平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者及び近隣自治体に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市民が市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、調布市医師会等の医療関係機関や民間事業者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として，対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合，その保護者を接種対象者として試算する。

エ 市は，円滑な接種の実施のため，国が整備するスキームやシステムを活用し，住所地外における接種を可能にするよう取り組みを進める。

オ 市は速やかに接種できるよう，調布市医師会や民間事業者等と協力し，接種に携わる医療従事者等の体制や，接種の場所，接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

カ 市は，高齢者等の接種対象者数を推計するとともに，高齢者支援施設等の入所者等，接種会場での接種が困難な要配慮者が接種を受けられるよう，東京都や関係機関と連携し，円滑な接種体制を検討する。

(5) 住民への対応

平時を含めた準備期において，市は，予防接種について，被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに，被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等を市ホームページに掲載するなど，双方向的な取組を進める。

(6) DXの推進

- ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- イ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、接種券等を送付する。
- ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

4 - 2 初動期（ワクチン）

(1) ワクチン接種に必要な資材

市は、4 - 1 (1)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(2) 接種体制の構築

市は、調布市医師会や民間事業者等と協力し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(3) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は調布市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(4) 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- イ 市は、接種の準備に当たって、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ウ 市は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。
- エ 臨時の集団接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策を検討する。
- オ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は調布市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(5) 接種実施医療機関での個別接種

- ア 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、調布市医師会等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。
- イ 市は、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保する。
- ウ 市は、必要に応じて、エッセンシャルワーカー（医師・看護師・介護士・教職員・保育士・清掃作業員等）が接種実施医療機関において接種を行うことについて調整を行う。

(6) 臨時の集団接種会場での集団接種

- ア 市は、臨時の集団接種会場（以下「集団接種会場」という。）を設ける場合、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- イ 市は、集団接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ウ 市は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行うとともに、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定する。
- エ 市は、集団接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策を検討する。

オ 市は集団接種会場での救急対応について、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ調布市薬剤師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、調布市医師会等の協力を得ながら、適切な連携体制を確保する。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

カ 市は、高齢者施設及び障害者施設等に入所中の者など、集団接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内の関係部署と連携し、接種体制を構築する。

キ 市は、エッセンシャルワーカー（医師・看護師・介護士・教職員・保育士・清掃作業員等）が集団接種会場や公的施設等において接種を行うことについて調整を行う。

ク 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、廃棄ボックスの蓋を閉め、当該廃棄物である旨を表示する等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

ケ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能ないように準備を行う。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器，針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ，必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤，抗ヒスタミン剤，抗けいれん剤，副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素ボンベ ・ 喉頭鏡 ・ 気管チューブ ・ 蘇生バッグ	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

4-3 対応期（ワクチン）

(1) ワクチンや必要資材の供給

ア 市は，国からの要請を受けて，ワクチンの流通，需要量及び供給状況の把握を行う。接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ，医療機関の意向を確認しながら，ワクチンの割り当て量の調整を行う。

イ 市は，国からの要請を受けて，ワクチンについて，市に割り当てられた量の範囲内で，接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

(2) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(3) 特定接種

市は、特定接種を実施することを国が決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4) 住民接種

ア 市は、国からの要請を受けて、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

イ 市は、集団接種会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

ウ 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者について、接種会場に赴かないよう広報等により周知するとともに、集団接種会場において掲示等により注意喚起し、当該接種会場における感染対策を図る。

エ 市は、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種について、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

オ 市は、高齢者施設及び障害者施設等に入所中の者など、集団接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、調布市医師会等の関係機関と調整し、訪問接種が可能な体制を確保する。

(5) 接種に関する情報提供・共有

ア 市は、集団接種会場の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国及び市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

イ 市は、必要に応じて接種対象者に対して接種勧奨を行う。接種勧奨にあたっては、国が整備したシステムを活用することを原則とするが、スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の勧奨通知を送付する等により接種機会を逸することのないよう対応する。

ウ 市は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページやSNS、市報を活用して周知することとする。

(6) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市内の公共施設や民間施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設及び障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や調布市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(7) 接種記録の管理

市は、準備期に国が整備したシステムを活用して地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止する。また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、接種記録の適切な管理を行う。

(8) 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(9) 情報提供・共有

ア 市は、自治体間で接種歴を確認し、間違い接種を防止できる体制を整えるとともに、被接種者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

イ 市は、市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

ウ 市は、接種に対応する市内医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、市報や市ホームページを活用し、必要な情報提供を行うことを検討する。

(10) 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

5 保健

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

市においては、保健所が収集・分析した情報の提供を受けることはもちろん、各種感染症対策を連携して実施することが重要である。

【コラム】～新型コロナ対応での具体例～

新型コロナの感染拡大初期から、保健所との連携の強化に努め、積極的に連絡を取り合いながら、感染に関する情報共有や対応等を随時協議しました。

- ・保健所の主導により関係機関等によるオンラインの会議体を設置し、最前線の医療関係者と行政等が現況と課題を共有し、対策を協議
- ・保健所と随時感染者数や感染者への対応方針、医療連携体制などを共有し、関係機関への周知や市 HP などを通じた市民への情報提供

5－1 準備期（保健）

(1) 都保健所との連携

- ア 関係職員に対する研修等の実施
- イ 緊密な情報共有
- ウ 市民等に対する適切な情報発信

(2) 調布市医師会等との連携

- ア 関係職員に対する研修等の実施
- イ 緊密な情報共有
- ウ 市民等に対する適切な医療情報の発信
- エ 医療的判断、医療機関の状況等を踏まえた保健活動

(3) 健康観察及び生活支援のための体制検討

市は、東京都が実施する健康観察及び食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に必要な協力体制の検討を行う。

5－2 初動期（保健）

(1) 準備期と同様の取組を行う。

5 - 3 対応期（保健）

(1) 健康観察及び生活支援

ア 市は、東京都が実施する健康観察に協力する。

イ 市は、東京都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、東京都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

ウ 市は、上記イについて市民に適切な情報提供を行う。

6 物資

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、市は備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【コラム】～新型コロナ対応での具体例～

- ・市内各施設へマスク、消毒液の配布
- ・妊娠中の市民にマスクを配布
- ・N95マスクを調布市医師会に提供

6－1 準備期（物資）

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

イ 市は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

ウ 上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

6－2 初動期（物資）

(1) 感染症対策物資等の確認

備蓄状況等を改めて確認した上で、必要に応じて医療機関、市民、職員等へ供出するとともに、追加的な備蓄を行う。

6－3 対応期（物資）

(1) 感染症対策物資等の提供・備蓄

初動期と同様に、備蓄状況等を改めて確認した上で、必要に応じて医療機関、市民、職員等へ供出するとともに、追加的な備蓄を行う。

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの市民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市内経済への影響が最小限となるよう、市、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

【コラム】～新型コロナ対応での具体例～

- ・ 市税，介護保険料，下水道料金の支払い猶予
- ・ 収入の減少した世帯等を対象に国民健康保険税・介護保険料の減免
- ・ 給与等の支払いを受けている国民健康保険加入者への傷病手当金の支給
- ・ 就学援助金の支給要件の緩和
- ・ 妊娠中の市民にマスクを配布
- ・ 自宅療養者へもやせるごみ指定収集袋の配布
- ・ 市内事業者に対する市の融資あっせん制度の拡充
- ・ 中学3年生以下の約2万世帯に商品券を送付（調布っ子応援プロジェクト第1・3弾）
- ・ 給食米による食支援・ひとり親家庭支援（調布っ子応援プロジェクト第2弾）
- ・ 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給
- ・ ひとり親家庭臨時特別給付金の支給
- ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給
- ・ プレミアム付き商品券事業，調布・歳末スクラッチ事業
- ・ 中小企業等家賃支援給付事業
- ・ 新型コロナに関する経営相談窓口の開設
- ・ 学校給食の食材費・修学旅行の運営費（キャンセル料）負担
- ・ 学校休業に伴う放課後等デイサービス利用料の負担増額分補助
- ・ キャッシュレス決済ポイント還元事業
- ・ 子育て世帯への生活支援特別給付金
- ・ テイクアウトメニューのある店舗紹介冊子「我が家のおすすめテイクアウト」の発行

7 - 1 準備期（市民生活及び市内経済の安定の確保）

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、所管する業界団体等の関係機関との連携や関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者や障害者、デジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、この備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとする。

イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 教育及び学びの継続に関する体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。

(5) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、訪問診療、搬送、死亡時の対応等について、東京都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

(6) 火葬体制の構築

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

7-2 初動期（市民生活及び市内経済の安定の確保）

(1) 市民生活及び市内経済の安定の確保

ア 市は食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、買い占めや売り惜しみが生じないように、消費者や事業者に対し適切な行動を呼び掛ける。

イ 上下水道など、市民生活を支える事業を継続できるよう、各所管のBCPやマニュアル等により、業務を実施する。

ウ 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）の取り扱いを開始する。

エ 高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要援護者への支援について、本格的な流行に備えた準備を行う。

オ ごみ処理等について、本格的な流行に備えた準備を行う。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、東京都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。

7-3 対応期（市民生活及び市内経済の安定の確保）

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活できない高齢者、障害者等の要配慮者等について、国、東京都、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等と連携し、必要に応

じ、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資・食料品・生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、業界団体、市内事業者等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、市民に対しては、消費者として、食料品・生活必需品の購入にあたって、買い占めを行わないなど適切な行動を呼びかける。

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、東京都を通じての国からの要請を受けた場合、東京都の火葬体制を踏まえ、近隣自治体や民間時用者等と連携し、市内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。

イ 市は、東京都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(6) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市内経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずるよう東京都と連携する。

イ 市は、ごみ処理事業者に対し、施設及び従業員における感染防止対策の徹底を呼び掛ける。

登録番号
(刊行物番号)

2025-254

調布市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 令和8年3月
発行 調布市
編集 福祉健康部健康推進課
〒182-0026
東京都調布市小島町2-33-1
文化会館たづくり西館保健センター
電話 042-441-6100
FAX 042-441-6101
メール kenkou@city.chofu.lg.jp
